



門外 4
1169
卷 4



吉川夜話卷之四月録

神職之部 八條

祭主家

大官司家

神官家

叙爵家

異姓家

玉串家

所巫大内人

所管作内人

故事部 三十五條

祭礼

所遷宮

神樂

奏事始

初使行幸

在名代候家

在奉行

神領

所師

出口家神學

久志市家医乃

守武神主祀所	新石所歌合	三角柏
藤波家故吏	松本家故吏	檜垣家故吏
春永家故吏	山本家故吏	上野家故吏
山田大誦家故吏	三日市家故吏	
岩淵家故吏	坂家故吏	根倉家故吏
三家以奉印	ホウカタメ	法政神吏
追遠	ドウヒ	石鏡
年寄三方	主従	死罪飯脹
穢人		

官川新法仲奉之四

神職家部

宗王家

帝小足波殿 稱之 大中長姓神祇大副今ハ 従二
 位下ノ 上古ノ 事 支神官法奉同又 官下ノ 告勅と
 事 奉之 少シ 祠官家ノ 主宰廿九ノ 懸官と 稱之 又
 伊勢傳奏神官 奉之 八時ノ 代ノ 事 奉之 神祇ノ 奉
 主殿 居之 少シ 少シ 田地 あり 少シ 高小 任居 あり 一
 少シ 少シ 大官 自 奉之 奉之 職と 勅ノ 一 一 一
 あり 一

上列形

大官司家

司家司中或ハ大司ト稱ト山田出洞所大中正
性神祇共副ハ從二位小進ト毎年勲賞ハ上
勲賞ト先シ司家ハ上且ハ勲達トハ政司ト
以テ式ヲ未レ改シ法ト司家属官小權大月小司
政新主典檢非違使トハテ神領ハ多不
少時ハ系礼ノ不法ノ政務ト裁テ方テ領
主ナリキ又系主家忘服ト為シ時ハ司家代リ
初使ト勅スルト

神祇官小伯大副少副共小權祇史ノ立等ハ
伯々今ノ白川殿ト謂フ也ト王氏ナキ
祇史ハ任シヤル也

神官家

此家系ト權官家重代家或ハ侍官家トハ
侍官家ハ少内官方ト若波中川井面也本姓ハ源
田園田七姓ト若本田姓ト外官方ハ權恒松本久
志ハ本姓久月川邊官後亡姓ト度會姓ト其ハ本姓
天里居根常ト神系ト結スルトハ家トハ
小名十人宛補任ト也ト正負ハ許官トハ

子良物忌家の二より一任一今十六歳ありとい
一と和言と華一と一と和言とも或文と記され
―物忌職なり

或曰原姓の祖原ハ五ヶ所あり荒木田姓ハ
一ヶ所の度會ハ郡名として荒木田ハ今名
なりとい原姓ハ市として荒木田ハ末なりとい
今ハ論として和言益形一とい一ハ和言分領
外境と形一ニ姓混一と新名一なりハ今ノ如
く後者と事ハ言と事一何と事一と事一と事一と
一といハ荒木田姓なり村山或則ハ山田ハ在

了了幸法領と稱ひ一と事一と事一と事一と事一と
且一人一と事一と事一と事一と事一と事一と
昔と加一と事一と事一と事一と事一と事一と

異姓家

此家ハ衆多なり中姓源平長橋服部麻績村々言
系系等ハ皆神祇の家なり一宗の二姓ハ對一
て異姓家と云ふ又ニ姓家と云ふと逆一と姓
と云ふも多し是を改姓家と云ふ一或ハ村邊ハ
りとい牙毫原云々一と叙辭家の巻落と云ふと家
僕ハ仕ハ時高と云ふ一今候家の盛衰と云ふと

地のあきしり能くむ佐佐の能くしりよものり是と
能くしてつひのり——和名抄に盗類小巫カシコ年祝
女形をヲシロシキ現キ年未故カ男祝を——又一たり又後日
本記小天平勝室四年彼徒十七人流刑せり——
と又へちをふしりハ神能く——とて妖言を治す
祈禱の料と會し神子小伏事觸の類あり——一
從巫女神能く宜形を上古詔儀の一種なり——とて
不業妖術小流し——とて古名と墮——穢もとのり
——はは巫内人といひは徒ふいあり——
今尾列三州の御色——と諸國ふありとて妖言

と事——は業をかきものあり武時能く徒ふし
習と尋ふ——と土佐門後門人注陽師なり——
ふ業形ふありて能くふしとてやそ和名抄ふい
如く盗の類なり——

は菊作内人

は家山田ふありて家名をはは廷客の時両吉及相
殿別名はは正名と納名。は飯櫃といふもの類
能く。職をて極の形をふし物社造りて時——
と家礼の用ひ——と曲の類とも能くをは送
管は用材の和別ふは菊葉本管山と徒て良材と

えいひの代士と成ありて 菰の葉末十申の内一申と
由緒あり上りの例あり

故事部

祭禮

毎六月九月十二月と之祭礼と稱し十六日ハ外
吉十七日ハ内吉なり昔言作候に時ハ内親王
奉向し多し女儒達ハ舞曲を奏し地ハ比と云
ハナキ大祭礼なり今ハ九月の例幣使の
年中一の祭礼なりハ正負の稱直休戒し内
祭殿をいふハけ日ハ限りて他祭の祭

天武八年ハ七十餘歳の神皇御孫と云々
よとの水

遷宮

け武年ハ天武天皇即位十四年九月十日勅遷
了二十年上皇ノ宇儀有一年と稱今程去りて
武年ハ高下九月と武月と日時を去日を去
い宣下ありたまへる勅使及波殿上使高家元法
聖國ハ志別多神の地也 瑞雲の地候なり
右海山の地也 瑞雲の地候なり 高下久
右海山の地也 瑞雲の地候なり 高下久
右海山入と云々其と云々九九年ハ瑞雲水

此書述を考、職を地布し、内言ハ、長波某外
 言ハ、松本某と、神宮某等、千層段と一匹二
 匹と、歌四頭といひ、又歌代といひ、吾一人先
 四人あり、千次、小工と十六人、一匹、小九人、
 魚中、小古老といひ、十二人、是等と一匹、小三
 人、是等、内言、廿八人、外言、廿八人、歌
 代三人、小工二十七人、古老九人、四匹、職一分、
 是等、造言、是等、神宮、地といひ、二十年の間、小工
 始、祈禱と、是等、白布、了、候、小、の、か、け、む、と、歳
 幸の、祈禱、と、歌、ハ、頭、年といひ、の、か、け、む、と、は、結、果

なり、是と、作ると、の、ハ、歌、代、祈、と、され、上、歌、頭、代、と
 千、樹、と、知、る、人、物、等、と、され、ハ、小、工、の、内、古、老、と、棟
 梁、と、一、工、樹、と、付、く、節、と、是、等、用、材、の、檜、敷、と、中
 長、之、丈、之、尺、末、之、尺、五、年、小、依、て、信、州、本、等、山
鹿、本、の、中、上、尺、水、子
 是、等、代、出、一、尾、別、候、の、本、等、附、たり、造、言、の、料、敷、万
 石、ハ、大、坂、作、場、内、と、酒、と、是、等、用、材、と、其、中、ハ、
 中、入、と、一、山、田、在、市、中、ハ、枝、齋、と、つ、く、一、若、干、は
 用、と、い、は、し、神、境、等、と、是、等、壯、觀、等、と、内、言、ハ、五
 十、餘、川、と、東、の、和、と、て、是、等、宮、地、ハ、中、入、と、一、故、也
 事、終、一

神楽

他の神楽の如く神楽として神楽として水として
日師なるなど神楽を擧ぐ神楽扱人と扱はる
節々として神楽の邦名をあるものありはは武
二言ふ侍へ習へしとて四言ふ又て終ふ古
法推述は侍はるるとそのく中原天の岩戸は
まうといへると中世なりといふ云々といへり
比ふ中内侍不のは神楽を擧ぐともいへる今や
諸人養平の如く法不飢ふ事の神恩を謝し奉
る為樂意の言と振やうといへる神と和温神

神意よりなる言々といへる言々といへる言々
秘口授けし道はわわて事の怪易なること
情の親類なりと不知と不知ともいへる古歌は竹
花かりとまはるともあはれとていへるけり
涙こぼれとていへるともあはれとていへるけり
泣きあはれとていへるともあはれとていへるけり
泣きあはれとていへるともあはれとていへるけり

は神楽は作て本具七五と武正の膳といふもは
と席よりおぼえく歌ふも是と歌いむとて神
侍へたといふの如く法をまはるといへる神楽

の返りて形之の面へは如く後由りき
と異して唯一人級と細く設けて席中よりを
しりて為さるるを神楽といひて乞巧法由り
出で柳多郎とまりて放下の業となりて尚も
神戸の迫福生村より出りてて有留の如く
也

奏事始

是ハ朝廷事首の事始ハ高宮の二姓家各五人花
加級此方と奏同しりては太祖の神人なれ
ハ奏事始と建りてたしりて他社ハ異し眉月とい

ふ一一又伊勢の神人ハ希言の在再具と形は
りて奏同あるハ世古も有りと勅言有はりて尚
世古首云事の一となりてりてや法廷宮の後武
隆射は形りの書りて加級の宣下有りては
燕経法といふ

初使行幸

例帝使大中正姓王姓有教姓の四姓奉向りて四
姓の例帝使と稱りて申古ト教系撰法計のこ
名りてて永世奉向と隆りては後三姓なりて
王氏命終申りて其代りたりぬ又とらるる修徳家と

信長公秀吉公東照宮ハ此地小乗住一ノノニテ
常行

常行

此始々文禄年中秀吉公の時岡本下跡ノノノ人
高國龜山の端ノノノ神領と支配ノノノ凡一願右牧所
之聲町也古を古曰を於福屋番人高國田丸若出
の支那ノノノ支配ノノノ一常長年中を々ノノ代官
其跡内藤元代中村庄ノノノノノノ山田ノノノ
町ノノノノノノノノノノノノノノノノノノノノノノ
村ノノノノノノノノノノノノノノノノノノノノノノノ

此在任ありて由事ハ由事人毎四月交代あり
り享保十一年保排陸路ノノノノノノノノノノノノ
年没七八年ノノノノノ

神領大官司家ノ政道ノノノノノノノノノノノノ
轉々ハ巡檢ノノノノノノノノノノノノノノノノノ
世ノノノノノノノノノノノノノノノノノノノノノノ
ハ武門ノノノノノノノノノノノノノノノノノノノノ
ナリト云ハ長文和ノノノノノノノノノノノノノ
吾彼等ノノノノノノノノノノノノノノノノノノノ

神領

伊勢の地

文祿年中今の領吉川^村の内は換地として石四
法部少輔長兼大藏は途中として是より右国
中ノ寺是のゆゑあつて換地石道これより止
且吉川ありて之石六百石の由是等と下され所
高竹^村の石は約千石

伊勢國多氣郡神領目録

二千五百石 神宮村 上野村
中村 竹川村
百四十石 宇尔

右令寄附之健全可社納者也

文祿三年九月一日 秀吉朱印

系 至
宮 司
長 官
神 主 中
上 人

伊勢國度會郡内神領目録

三石 田邊村
三石五斗 作八村
四百五十石 野原村
六十石 田宮寺村

合五百二十六石五斗

右令寄附記全可社納者也

文祿二年九月廿一日

秀吉朱印

内宮長官神主中

條々

一 此度印替圖換地候雖々作付候吉川内之儀々々
右神宮為吉地々々宗兩宮宗殿々々不及沙汰
換地免除之事

一 西宮宮司神主中早寄共訂以神主寺寺取法式
以下櫻々々不可有々々

一 從吉川内山林竹木並安田畠亦如先規之沙汰
中不備没免許之變

右々條々永代不可有々々違者也

文祿二年十一月十四日

山田 越中

宇治 越中

大津 越中

暫州多氣郡奇宮村社領出來万石百石之變以
換地之上令寄附早令可社納者也

十二月廿八日

秀吉朱印

神主中
上人

此布小三奉行下知状よりそのありて高家
右の物と仰て由是事と下りりて東照宮正
身事よりそのいなり法徳文と稱するもの
ありて宮徳大忌の由是事より其代りて
りて不在の如く由是事地の前小宮と掲
るにの事

一 何勢右神宮領内下る寺復使不入事
酒徳法後如前く年寄共下り由是事

一 喧嘩の禍堅令停止し迄是於遠紀に族者可交
・ 双方罪科責

一 余宮の案に任先親法式是外宮仲間法式
由不載先判法堅て由是事

一 尚分余宮の案に由是事の内にて任志師職に
中之不可異留交

一 由是事師職に去て由是事人の由是事
一 在是事信し身以才覺不可奪有交

一 由是事依高家先判し例法不可有違者去也

延享四年八月六日

神皇印

外宮年寄共

古ハ外宮才仕界一内宮を伊勢内宮二乃年寄
有と有

神師

東瀛小年来の由緒師推極直光親神と云つた
てりて夜會光倫大藤吉郎吉史とも有り藤吉小
史ありて又つて今も其傳と云つて有りて皇氣大
神言の無直為保樹と云はれり古瀬山面尚と云
て又つて今も諸國へ大藤と神と云ふ出るとの
辨の枝と神本と云はれ持つて有りて今も如くも卑

古跡の別ち形々け方々も新橋大藤と云はれり
細むらゝいありて信家ももたのゝ小所と云
まいつとむらゝまはれり唐人のうゝと輕安之神領
減して各家跡も難とて其諸國の取成をたの
み且形所とつて名目初と云ふの甚き事ありて
中古よりハ系宮人幸院止宿とて在りて國東
子系宮人ハ初核との名坊入坊在施といへり
神祇皆誓成なり一時的に將軍の居人ハ在師家と
云はれ其同運の後恩謝として神領と許され
まゝに在りて信家といへり神領寄と云はれり

書い〜と異少字清小湖通話〜高小字〜〜〜或
ハ加高小字〜〜印府〜〜〜校舎〜〜
不写本字編の類と古本序ふ〜高小字〜
〜書集〜改訂〜あ〜ひ〜書と神人の類字号
容易の事小あ〜ひ〜且彼文章と造立〜日誌注以
東二小歳多順相逆佳神との如く〜つ〜高小園
東の灯と得〜〜故後西幸歳感の余も瘞長〜
〜舞一級と編〜終〜二男逆経神と崇〜又小歌
〜〜神書純振教偏と改訂〜〜〜述作の書も若
干〜〜〜願后久志本神會友彰神と年月〜〜日

日記と注と〜〜書ハ内勅〜〜〜飯下の會所〜
〜〜〜書子中神會法立他〜〜〜神樂小唱
目子又〜〜〜書法小行法中神會延貞神と美
濃中神會益江神と日二男逆賢神と小田中橋成
流野長中西中秦信美無村中源江正若出中秦末
法中神樂小唱の人物〜〜〜今亦松村中神會
正神と〜〜〜尾州の河原古見中秦神と
〜〜人神書の勅文教養と述〜と推〜〜神起考
と養を著〜〜〜中長神訓日記古劍の著述也
〜

今百年の明用と云ふは後世を以てい
へど其の功績は終り易く一若買の徳といふ
又困窮して不孫百有下孺より出づる今法世
百余年ふ乃ち文學社廢る年々終り居る
原一いつくしの思ふきゝいふ今の満るを
高物にも借風潭と曰ふ佛法も多し其の空海
小信もつて千手徳も乃ちさきもや雲泥水も
或る果書も延佳神もいふ徳もさき一人形も
と讀むとはその時世の考いなり今の新解圖
字解の歎息は情のたゞと云て已々學也と

也といふは其の人の名と稱し其の罪人
なり延佳神も如級の村外言神宮とて経を
一々書勅と書し古例はたゞとて神宮
方と延佳方と争論を禁河と破して正負の
稱更其内一教後の書同且其書の數はうも本
より深ふ六年と経て延佳の利運となりぬ
母神宮も延佳の如級のちなり在りふも
河より其姓家の村山山岩出本法名山集と
人等一々五位と進くと情の中も名山集と
按恒家の従来せられの本文古例なりと云

素問妙法文二卷小
とくくくくくく

久志中家医道

後冷泉帝の御幸康平延久の比久志中家夜守在
任と以人あり其時奉問して曰く我神宮小
口て禁后よりき業為教品と陰き神宮の医門と
建つへしと申ふ敷きよき事い永代神宮の医家
たふししと勅許と業とて其後高十七代と経て
周防守在老とつししと業とて其後高十七代と経て
其門下より作生せりし人元多水と其門業小
在系常服とつししと日くく医術小明て天正年中

東照宮に供奉して小田原陣中候と号し其長
三年大樹君の御醫に若武治遷仰し其大熱症の
在病編典薬群集にて医論明し其時小友歌
又小友歌獨放言してつしし是は在鹿瘡小為とて
満其文小信とて又曰く在鹿瘡小為とてハハハ
再ハ歌と号し其時即ち其古と号し其薬と
秘とて言ふたりつしし不日小在年候あり其
慶長とて其時田村小わたり其時源之百石と為り
殿在まるとて医業盛るとて其時其加是令二
千石と成頼町小位在明と其小守と其鹿瘡の眼

医と作らるる如表部部戸も友医と云々元和二
年二条坊におわたり東照宮にお詣り幸て日六年出
府して古徳大君にお詣りて今迄會澤にお住て小
夏森の病と治りて今も天海傍にの病と治りて或
は薩州におもて南洋中納言家久の病と治りて
謝礼白浪一万兩佩の衣類若干と贈りて或村松
平豆洲信徳君病癒とて命を日東年大君にお上治
りて供奉勤りて今もや平とたす對ては平候時と治
合ひまゝと抄言とてふたりのははあ候なり元
とては親りて厚くれは數百金とてつて口申候

の南町下りてを東海郡にたすて今或部にお治
りて川にお志本家を皆外宮神宮家なりて或部
家ハ森保にるる日姓内藤元家録四るる或部家
ハ本家なりて吉川の下坂村にお本地をもち候家
の古師職とも持りて今勢州の親族代もて新橋
と勅む大麻を勅せりてけと家今小神宮家日列
みりて位階果進りて由達吉の村の神役と勅之
帯ハ東寺の古医形も元もて運業の法儀法名も
用りて上下袴と云りて由規式の時も垂簾袴衣束
帯とも云々候なりて今何れも古医中にお形をもち

人し建さず、守戒の功世にあらはれし

神皇正統記の御代にあらはれし

神皇正統記の御代にあらはれし

神皇正統記の御代にあらはれし

天文十八年八月八日一統天皇御代

一統天皇御代にあらはれし

加へらるるに云

新名新歌合

依見帝の御代にあらはれし

本田姓の神人歌門と難へて新名新歌合の名称と

歌一和歌八十首と昔へて列者ハ前大納言守世

卿魚國ハ土佐赤松守なりし中平不僧橋本里泉水

杜岩波里三津、淡河内里、夏後里、古河橋本里、里岡

河よりへて十ヶ所なりし内里中河邊三津、赤城の四

ヶ所ハ歌よきとて余ハ志具わしし

宜りなりし中平も園川ハ和歌も歌書して付

とてし

三角、柏

毎七月四日西宮凡宮小柏院の神事ありし

昔由を伝ふたれは事とくうして試して其

土佐赤松守の御代にあらはれし

とわわー

藤波家系

内宮神官家の石上の石上の石上なる藤波家系と曰ふ日家
なりと云々大中小姓と若本田姓の別あり元
ハ宮川の山に在りありと云々石上遠祖
齋年の内宮よりハ藤波家系なりハ柱垣家と
禁裡の法師なりと書しハ藤波家系なりハ
師家の沙汰より及ぶハ宮に神人ハ皆藤波家
万歳と祈る事ハ常の儀なり何とハ禁裡の
詔刀師とありハ藤波家系なりハ神

宮家の魁家の石上なる藤波家系と曰ふ日家
柱垣家と云々由緒ありハ禁裡の法師と
ハ藤波家系なりハ宮に神人ハ皆藤波家
田新の上高方と云々ハ藤波家系なりハ
あまハ他ハ藤波家系なりハ藤波家系
奏進官と云々ハ藤波家系なりハ藤波家系
ハ御勅使と云々ハ藤波家系なりハ藤波家系
拍と云々ハ神官方一統の最長と云々ハ藤波家系
ハハ藤波家系なりハ藤波家系なりハ藤波家系
ハハ藤波家系なりハ藤波家系なりハ藤波家系

松本家改変

外宮神宮家々桂恒松本の家教あり中より故
言長吉友室曆年中の長友の家と世も善く志也
る昔云小佐月をいじり白吉史并八世の末孫之
は亦小元徳年中奉還の麻倉平高の古巻とつ
へる昔云の古巻あり其係係あり一葉笑發
小政中やりの之のと載て白吉直吉と云うる上
古もその由事なりと傳へて家室なり一々寛文
の生曾小鏡共と云

樽恒家改変

今由家と云ふ如山田西河系町小あり又桂恒兵
庫とつゝ四森とて譜家なり一々今ハ傳へて
兵庫家の記とつゝ記録遠とてまゝ天正年中小
田原の陣中へ新橋の大藤と物とて小使志と不
弱なり神宮と一人系は一々の証定ありその
礼也小長途と経て我信むとつゝ人水一物と小
桂垣内長貞後進とてつゝ小門新橋小勝んと
命と事ハ常形と神祇大藤と桂とて陣中とい
たゞ没命とつゝも吾族分なりと自ら云つて小
田原小劫き世々前之おれ也昭昭病と記て身ま

うきぬおのへ送状一通を送るにて妻と云ふ

つひにけり及ふにうきぬに云はれり

けしうきぬに云はれりいさきと云ふ

目

世々かへて夏の一雨の明も霧も水

天正十八年五月廿四日と書しと云ふ

春本家数支

叙爵家数會姓之山田田中町ふあり

傳へ東照之河ふはる時たふ入傳りてし由緒く

いしししし大徳大君殿有古君の由代

まてハ眼をいさよと云ふと容易水とあり時妻本

家の一代大君の例ふ候もふ雨降るやと命を

即ち空中と脚色とぬり雨降るはと神祇の方

言微雨と云ぬり雨と云ふは後のみと不承に

よきと云ふと神祇ふつとて今らぬり夏と時

一春本後雨と云ふにそまは酒宴の席ふ候し

高き碓町も大君とて何事と云ふは春本古史と

そらく送けし命所をて後彼碑の情を由是候あ

らん為由ありしに遠ふ河ありそ是を付て春

本流の大クワロギと云ふ

似我時相語しりし事御下りし時雨の如く
も見らぬり雨神在りぬる如くしりし春木
古史前小つしはハ四年間下りて毎四月ころ
まてと在府をくれし水も今も毎春在府あり
と云急速なり

山中家故変

内言りて東武の旧師家 津沼浦田の 今春亦古史
と旧格とつしりし事東武由徳も高し其形も元と
吾姓家なりしりし荒木田姓も子嗣を述べて叙爵
家とありぬ事東武と由徳也

上郡家故変

叙爵家故変此の事念山の如く在り東北小坂
と構へるの山内は 和 秀吉公の御子と叙爵しりし
始りし事とつしりし又信長公の旧師なりし事
と其後あり元ハ山田宮後町ハ上郡在りし事
家ありし故し村の一代ありし事と其家を廢ありし
つり別ハは家と述ぶし事と其家をハ東家と云
るハ一從者故居城の故寄附ありし事と東武も其没
収の海流ありし村の一代哉中寺貞永法曹は人
ふりて東武へ下りし神皇へ去りし事と悲訴ありし村

小神君方大坂の利運と祈り〜や〜會あり貞
亦去へり守命のふ〜〜精進とを〜〜と〜と
本方史々慈祈ふ〜〜其長家の時運送念のふ
〜ふ〜と去り〜神君〜の去り〜は〜神
職の〜番〜り〜と〜と〜と〜と〜と〜と
〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と
虎君の吹響と習〜〜と〜と〜と〜と〜と
も由備〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と
持付〜て〜と〜と〜と〜と〜と〜と

即日上部方と宅物の由と去法何押世古と時

〜〜の〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と
〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と
〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と
外〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と
信長公の提刑部家由備の由師〜の〜と〜と
〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と
皆上部家〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と

山田古法家故史

其姓家服部姓の〜と〜と〜と〜と〜と〜と
旧家〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と

此来亦不益古史... 山田古路益
古史といひ... 家名を益と改め... 益亦ハ今
土州正生の師也... 長百部部言内少備盛親
由儲原... 益亦ハ一代と盛親益ハ...
頼貞之... 今小傳...

二日市家故事

吾姓家橋姓之先井手右大臣橋緒也...
土佐具州秀衡の庶流... 嗣... 里代実名小
秀の字と用ひ三日市古史吹命... 橋古史吹命
... 仙臺南郡津輕松前古史岩崎と秀の辺

領... 師... 領... 師... 領... 師...
領... 師... 領... 師... 領... 師...
領... 師... 領... 師... 領... 師...

五分の具形... 師の魁... 古今...
領... 古... 永... 十一年五月十六日...
古秀... 位下... 通... 著... 古... 授...
... 市... 一... 秀... 和... 好... 百...
... 高... 時... 末... 區... 家... 勅... 教... 養... の... 長...
... 山... さ... き... 法... 山... 山...
... 山... さ... き... 法... 山... 山...

... 山... さ... き... 法... 山... 山...
... 山... さ... き... 法... 山... 山...
... 山... さ... き... 法... 山... 山...

其國小あつてハ高領主とて前小入事して尤
も旧

岩淵家故変

其姓家藤原姓也其外言二改職とて其岩淵二改
右史より久保倉二改右史より一那須赤市宗
言ハ修くて藤と對一時の祈願に依て凱陣
の後本國下野より芝山金丸の二ヶ村小敷一々
と係は家小婿の願書寄附候に焼失せしむ五
百余年の今小陰地と改百姓ホ二改右史と依地
取たりと考致し年貢の金納とてつて毎々家来

彼地小住して十年の事とて藤原系親親刑小あ
たりとのあはれ都令改代官而へ頼との例は
信ととも古今に由法希那とて今交代は旗
本家那須赤市と稱せしむ一ハ那赤赤市宗言の
末素赤録不本庄に依任せしむ二改右史とて
は祈禱と勤王田儲とて一なりは二ヶ村を元
和神法也とて法末代陰地なりとてその由墨跡
と東照宮より下一揚りて今の所兼赤とも其
一花小は好客に中家久保倉右史赤小侍し
とつづきの比し中不侶かりてこの末赤へ極

まーと云ふ

坂家叔父

叙尊家荒田姓なり山田八口市橋町つとむは

とくろ宮川の下長尾村を領地とて由緒の旧家

なり秀吉公の世判物を傳へて其家其家一其家終二終二終三終三

の書連

今後田北村と北伊勢上分長出入候を仕奉る

届は自言内規規に作付より長尾を言向

言候不て言不違考也

天正十四正月五日 秀吉公 世判

田北持中

坂記古書坂記古書の巻の巻記述あり

坂倉 記述あり

坂倉家故事

叙尊家荒田姓とて古の長尾村とて言へり言向村

は領地坂倉とて言へり右は長尾村とて言へり言向村

川原とて言へり言向村とて言へり言向村

言向村はとて言へり言向村の古文書あり寛永年中

言向の白人一橋とて言へり言向村の地なり

村長倉家の史記とて言へり言向村の地なり

上古は神戸は厨は国の敷諸國より一は家く
しる支配をいふ事や一はこのと家ハ主修小送
る一はのちと云

中法山田の四家小修つる由諸古実く好くは
いふのよふいあふは今土人の後修のく大概
奉て主叙と正さる且久きの修是齟齬善くハ
あふ一

ホウガタメ

毎日月両言高地の外しては多りそまを今
神社の遺言式日月神事とも修るを状天まは

樂小似て物くも此を是を新きて中次小常は
新常あり一況今の信楽家ハ元神社附属の楽人
なり伊勢のと修いむも四く春日ハ今春三王
ハハ日吉の類是く新常を修曲家修して修つる
くは修は云修はくも修はも上古神ありて奏はる
散樂ハ修常の類なりへきと好せつるて修は
ハ多し今の修と修はも修の混とハ修は云修は
家の修はハ修はも修はも修はも修はも修はも
母傷の類ハ神前ハ修はも修はも修はも修はも
伊勢の之はハ修はも修はも修はも修はも修はも

のちて今もあつて又積木よりつものあまの依
老一なりとも其由積木の形を製するのて別程の
古来も其作り。爆音と云

は正取ハツハ半取社令社取社大社取社苗社
箕曲社落柳の形を正取社取社取社の柳子取と
りよものあつては社取の形を正取社取社の
子とりつものあつては社取の形を正取社取社の
落言と事とそれい他部の人とて怪しき事内は

落柳子の
社取なり

遺遺

山田市中渡船落り時ハ鬼形人形あききニ支と
あつて此を其河也ハ其出焼拂ひ或ハ流と
其落りつ具持と唱へて渡鬼と造るは言とな
ち其いつ日の以て其路をハ其在通ハ菊臺村
と云て人形と製するをその負とて我神宮六
月落小舟を其形に造るも亦物とて又つて又
形代の子の形を其形に造るも亦物とて又つて又
其形代の子の形を其形に造るも亦物とて又つて又
の形代の子の形を其形に造るも亦物とて又つて又
のよき

此世やと蒼蓮の類と似て作る形もつと
つとそ故に家々徒若波の石柱と退や川の
とととつと又西土とと属鬼と退やあオニと
つとつと年ふと海とつと編治義疏と又つと

トウ

此世義とと古流とありて九月下旬と十月
下旬とありて二十日と法經年と法華經
と書ると勤行との境天彼字經と山田の臺地
とつと細ととと路とつと神興とつととつと
翠花の留を教うと唯と龍と形と寺時ホリと

事慈覺大師小路と名と田と音楽散花の式
なりと高山と楽人なりとつとつとつとつと
つとつと又法字經中の悟徒絹帛と名とと
と名と字經と用なりと井水と常と海と海と流
業字を用ひ最重の式なりと形とありて法
經字と傳つとと高山の形と播州書寫山とあり
のとは時と節と法悟徒奇形と履とつとつと
形業と書結らと助とつと組合と屋とあり切取
とな備とつとつとありとつとつとつとつと
は形なりとつとつとつとつとつとつとつと

格も神人の社法の毎事秘を要とせれを
け併しと一致するも由法とあり共小中旧記
と欽ま

ドウての名系古今解を以或曰音楽と云似て
笛を鼓と唱ふも小中書トレと井と云えよ
其始初との形つ——或曰書写山小宅子如
法儀の事を尋ふおれふ——在念ハ世俗の——
善悪くせしけ今法華堂とつてその別小建て
諸國とて字經の法と云ひおある傍徒多——
ツノ関星の性字と法華小精を信なりとつて

——系小又へた品を書写山の号もうれ小標
う候

石鏡

け事甲湯軍鑑ふあり取せの比小里の鏡も小勢
志候を以て送る候——と云へる事候も
小里のこちとて酒肆吏下部の徒うち交る四糸
河原ふありと縁伍とら棒多切ありて疵と表
るもの多うと——和云舎うて此れ正徳京保の以
ちてハ神おてもけり有てや思うまひ念とい
ひ——形もま——七月盃のつとひとつて支能彦式

山崎の世々も今更とありけりまゝ正月初子に
日童男其子立地してすき禁錮とありて祝ひ
くまは目として人あはれなきも薪ありては極
け敷とて盗しとすも事とていふ今止ぬるこ
あつて一形と造りて

石類の石形もつと略して和と濁りハ略濁
の例形もまゝ異してふとま結ぶの例あり
こまと取世の念凡ふや文縁の比まゝハ人結
強勇として帯の作形神々の意味ありてハ
使の徒流の送眼かゝりて又傷とては起流

まかりては活世の徳化年月も流して昔流
かゝりては特書録

年寄三方

中津市小年寄共ありては是形もす流し五十家
ありて年寄ありては念念流しとて山田小亦四家
ありて三方中又年寄とては流しとて山田
三方と書出さるる念念流しとて山田
えとて是とて是形も大根ハ叙書ありて神威と
と智と流筆とてハ東氏の作年寄も在腹とて是と
と山田二十四朝の教とて中古とて連名と書出

その如く調任の家と隣り南村つとむる家の
と欲と一々く申通す事其々四家つと一は
敷小湯つと一は一は市小津山田つと一は一郷
と支取つと一は年寄成ハ月給つと一はつと一の者其品
位を 多岐津の

若小つと一は主人の没ハ北を天正永録の古
文書小之方之ッ判とつと一の者山田と
分と別ち支取つと一はつと一の者又實文の以
山田八日市場領つと一はつと一の者又實文の以
とつと一の者南小太吉目殿との次ハ表友神宮

家々次三方中つと一はつと一の者准まへき南村
の踏家七家の機あをりまへつと一はつと一の者
方照と一はつと一の者

主従

神郡小あむる農工高とつと一はつと一の者主人家あり其
門のあつと一は食録を伴つと一はあつと一の者最御原仲
間とつと一は一筆小小筆つと一はつと一の者其あつと一の
者小つと一は主人とつと一の者其親つと一はつと一の者其
へ大庭と一はつと一の者其あつと一の者其あつと一の者
公常と一はつと一の者其あつと一の者其あつと一の者

程名不誤、以薬品とそれハ古概穢といふ也
記ハ古神宮此近幸の時吉川の山より藤の因流
且此より穢穢能余より穢ハして其所を避
多し其ありて今も人の足て穢其物と食し神前と
昔よりハ免て不可之言まの希少物と食し神前と
蒜の類も食とさし穢とさしハ正負の穢互内此
羊殿とさしハ希少の教日希戒して奥敷臭氣の
その穢忌神穢の徒友の言言も希少ケ日此物
忌教所最高の古法と号せ致神のをさし希少。古
法とさしハと得られハ薬品ハ穢肉と免まも

又古法之忌後觸穢の偏ハとと情心のよし
とと似述とと上古ハ穢ハ穢穢と毎変於
延ハ何ハハ中古も文保祀永ハ此と軌
て神宮より穢

西川中々水土考曰日本人性好清潔潔白物悪
穢濁穢氣之類原古礼薄凶礼ハ食ハ食ハ本於
外土の黷穢なと見えハ或る書及茶撰ハ
つハ昔古今と混して穢不穢の時世と弁ハ
ハ穢ハ太古を食と知ハして長壽ハハ内敷
茶撰ハ生て食ハ本穢ハ穢也穢圓ハ穢り

中帯ハナシキモノハ五十ノ老ハ帛と忘レテ余
ハ麻布と用ヒク是ト云フモノハ今ノ世ノ古
凡テ一ツツ改ムヘキ也

織人

神境ハおろした重刑ヲ禁ムル因柄モ織人
ヲテ常人ハ格同死刑ヲシテテ入牢死
ムハ別ケテ食と酒ハ親族トシテ終夕給
テ死刑ハ格トハ云知シテ杖持アリ又諸
國ハ其
同ノ山浦田坂ノモノ也 浦田坂ト云テ
世ハワフ小お枝かたま
右山ノ食食ト以テ大名家作余宮小
鳥目と編

富者ノ余宮人モ被レテ諸キノ例ニ
紹帛と忘レテ取此人ノ類トされハ
怪レテ伊勢を食トシテ又熊野比丘
ト云フモノ也 是モ食食ナリ織人
ハ其帛一ツツ農者家ノ帛ト
ナリ



